**○総務省令第四十四号**

地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣　林　芳正

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

**第一条**　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の十五の次に次の一条を加える。

（法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の総務省令で定める期間）

**第一条の十五の二**　法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する総務省令で定める期間は、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間とする。ただし、次条第二項又は第三項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（次条において「申出書等」という。）を提出した都道府県、市町村又は特別区（次条から第一条の十七の二までにおいて「都道府県等」という。）が法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条から第一条の十七の二までにおいて「指定」という。）を受ける場合は、当該指定をした日から同日以後最初に到来する九月三十日までの期間とする。

第一条の十六の見出し中「申出書の提出方法等」を「申出書等の提出方法」に改め、同条第一項中「法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項の規定による指定（以下この条及び次条において「指定」という。）」を「毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間を法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する指定対象期間（以下この項及び第一条の十七の二第一項第一号において「指定対象期間」という。）とする指定」に、「都道府県、市町村又は特別区（以下この条及び次条において「都道府県等」という。）は、」を「都道府県等は、当該指定に係る」に、「法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する申出書及び書類（以下この条及び次条第二項第一号において「申出書等」という。）」を「申出書等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「指定を受けて」を「現に指定を受けて」に、「（前項の指定対象期間において」を「であつて指定を受けようとするもの（当該指定について」に改め、「この項」の下に「又は次項」を加え、「及び法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等」を「並びに法第三十七条の二第五項及び第三百十四条の七第五項の規定による指定の取消し（以下この項及び次項において「指定の取消し」という。）を受けた都道府県等（当該指定の取消しの日から起算して当該指定の取消しに係る法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により総務大臣が定める期間（次項において「特定期間」という。）を経過しないものに限る。）」に、「第一項」を「前項」に、「前項の指定対象期間の初日の属する年の翌年の」を「毎年」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「法第三十七条の二第六項及び第三百十四条の七第六項の規定により指定を取り消された」を「指定の取消しを受けた」に、「（既に」を「であつて指定を受けようとするもの（当該指定について既に」に、「この項」を「前項又はこの項」に、「取消し」を「指定の取消し」に、「一年」を「当該指定の取消しに係る特定期間」に改め、同項を同条第三項とし、第一条の十七の見出し中「申出書の記載事項等」を「総務省令で定める事項」に改め、同条第一項中「第一号寄附金の募集の適正な実施」を「法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する基準への適合性」に改め、「事項（」の下に「都道府県等が」を加え、「次項第四号」を「次条第一項第一号」に、「及び第四号から第六号まで」を「、第二号及び第五号から第七号まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六　法第三十七条の二第二項第六号及び第三百十四条の七第二項第六号に掲げる基準に適合する旨

第一条の十七第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項の総務省令で定める書類）

**第一条の十七の二**　法第三十七条の二第三項及び第三百十四条の七第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　都道府県等が指定対象期間に提供する返礼品等の内容に関する書類

二　前号に掲げるもののほか、指定に関し必要な書類

2　総務大臣は、都道府県等の指定に関し支障がないと認める場合には、当該都道府県等について、前項各号に掲げる書類の一部又は全部を省略させることができる。

第二条の三第二項第九号中「第二条の三の五第三項第二号」を「第二条の三の五第四項第三号」に改める。

第二条の三の五第二項中「第四十五条の三の三第四項及び第三百十七条の三の三第四項」を「第四十五条の三の三第五項及び第三百十七条の三の三第五項」に改め、同条第三項中「第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号」を「第四十五条の三の三第二項第三号及び第四号並びに第三百十七条の三の三第二項第三号及び第四号」に改め、同項第二号中「である特定親族」の下に「（法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号に掲げる者の特定親族にあつては、合計所得金額が八十五万円以下である特定親族）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「である扶養親族」の下に「（法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号に掲げる者にあつては、年齢十六歳未満の者又は法第三十四条第一項第十一号及び第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族（次条第一項第三号において「控除対象扶養親族」という。）」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　特定配偶者の氏名　法第四十五条の三の三第一項第二号及び第三百十七条の三の三第一項第二号に規定する特定配偶者（法第四十五条の三の三第一項第一号及び第二号並びに第三百十七条の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる者の特定配偶者にあつては、退職手当等を有する者に限る。次条において同じ。）の氏名

第二条の三の五第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十五条の三の三第二項第二号及び第三百十七条の三の三第二項第二号に掲げる記載事項は、法第四十五条の三の三第一項第三号及び第三百十七条の三の三第一項第三号に掲げる者が記載するものとする。

第二条の三の六第一項中「第四十五条の三の三第一項第四号及び第三百十七条の三の三第一項第四号」を「第四十五条の三の三第二項第五号及び第三百十七条の三の三第二項第五号」に改め、同項第二号中「（法第四十五条の三の三第一項及び第三百十七条の三の三第一項に規定する特定配偶者をいう。以下この号、次項及び第三項において同じ。）」を削り、同項第三号中「退職手当等に係る所得を有する者」を「控除対象扶養親族（法第四十五条の三の三第一項第一号及び第二号並びに第